

生活の心得

1 言葉づかい

言葉は、人と人との心をつなぐはたらきをもっており、言葉づかいには、その人の人があらわれる。十分に心して、品位のある言葉づかいを身に付けよう。

2 校舎内での生活

(1) 基本的な心得

- ア. 緊急のとき以外は走らない
- イ. 必要以上の大声を出さない
- ウ. 帽子・手袋・コート・マフラー・ネックウォーマーなどをとる。

(2) 教室

- ア. 落ち着いて生活し、清潔を心がける。
- イ. カバン・バックは必ずロッカーに入れておく。
- ウ. 他の教室へ無断で入らない。
- エ. 下校時になったら、直ちに下校する。
(放課後、係活動等で教室に入るときは、担任の先生の許可を得る。)
- オ. 机の横には、タブレットバック以外掛けない。歯ブラシ、エプロン等が入ったものは、衛生面を考えバックやロッカーで管理すること。

(3) 職員室

- ア. 職員室の出入りについて
 - ① ノックして、「失礼します。」と言って入る。
 - ② 自分の学年・組・名前・用件を言う。
職員室にいる先生の許可をもらってはいる。
「〇年〇組の□□ですが、◇◇先生に用事がありました。」
「〇年〇組の□◇ですが、◇◇のカギを取りに来ました。」

③ 室内に向かい、一礼しながら「失礼しました。」と言って出る。

- イ. 用事のある生徒だけが入る。
- ウ. 用件のある先生のところに行き、えしゃくをしてから、はっきり用件を話す。
- エ. 用事のある先生が不在のときには、近くの先生に用件を話す。
- オ. 入口に「会議中」・「入室禁止」(テスト等)の札が下がっているときには入らない。

(4) 廊下・階段

- ア. 廊下・階段では右側を通行し、走らない。
- イ. 廊下や階段は通路なので、遊んだり不要に集まったりしない。
- ウ. 集会への移動は、クラスで並んで、静かに行く。

(5) ベランダ・通路

- ア. ベランダは「非常通路」なので必要がない時は、使用しない。
(清掃のときは除く。)

(6) トイレの使用

- ・トイレはみんなで使う場所なので、ていねいに使用し清潔感を保つ。

3 身なり・持ち物

☆ 学習および運動で使用するもの以外を学校に持ち込まない。(着用物も含む)

◎ 登校は原則制服とし、下校はジャージを可とする。

- 夏服(6月～9月を目安に)
- 冬服(10月～5月を目安に)

(1) 制服A(ズボンタイプ)

- ア. 黒の標準型学生服を着用し、規定の金ボタンをつける。
- イ. 夏は白ワイシャツ(長そでまたは半そで)に黒ズボンとする。
- ウ. くつ下は白、黒、紺、灰色のソックスとす

る。(くるぶしソックスは不可) ワンポイント可。

エ. ベルトは、黒・紺・茶の無地とする。

(2) 制服B (スカートタイプ)

ア. 規定の上着とジャンパースカートを着用する。

イ. ブラウスは丸えりの白とする。

ウ. 夏は白ブラウス (長袖または半袖), ジャンパースカートとする。

エ. くつ下は、白, 黒, 紺, 灰色のソックスまたは黒タイツとする。(くるぶしソックスは不可) ワンポイント可。

オ. スカートだけは、ひざがかくれる程度の長さとする。



(3) 男女共通

ア. 記名章を、左胸にきちんとつける。

イ. 防寒着について

① コート, ウィンドブレーカーを着用してよい。個人で購入する場合は、色は茶系, 紺系, グレー系, 黒系とする。部活動で購入したものは可。

② 制服の中に、ベスト, セーター, トレーナーを着用してよい。制服上着より出ないものとする。色は茶系, 紺系, グレー系, 黒系とする。無地, ワンポイント可。

③ シャツの下に着るのは、白, 黒, グレー系とする。襟から見えないように着用すること。

④ 手袋・マフラー・ネックウォーマーなどを着用してもよい。

ウ. 体操服の着用のしかたについて

① ジャージ用名札をきちんとつける。

② 半袖のシャツは、基本的にズボンの中に入れる。気象等により、活動が困難な場合は、先生の指示でシャツを出すようにする。

(4) はきもの

ア. 通学用のくつは運動靴とし、必ず記名をする。

(デッキシューズ, ハイカットは不可)

イ. 上ぐつは、規定のもの (学年カラー) を正しくはく。

・所定の位置にはっきり記名する。

・かかとを折らない。

・定期的に洗濯し常に清潔にしておく。

ウ. くつ箱には、上ばきを上の段, 下ばきを下の段にきちんと並べておく。

エ. 体育館では規定のシューズを使用する。



(5) カバン

ア. 学校指定のカバンを使用する。

イ. カバンには、交通安全用反射テープ以外のシールをつけない。アクセサリは目じるしとして1つまでとする。

ウ. 補助バックの使用は可とする。

(6) 頭 髪

衛生的で、品位のある髪型にしよう。

・まゆ毛をそったり, 抜いたり, 描いたりしない。

・「つけまつげ」「エクステ」「アイプチ」「髪飾り」「整髪料」等は使用しない。

・前髪は目にかからない程度にする。必要に応じて, ピン (黒・紺) で止める。

・肩にかかる場合は, 頭の後ろにゴム (黒・紺・茶) できちんと結ぶ。

・染めたり, 脱色したりしない。編み込み等もしない。

(7) その他

ア. 貴重品 (金銭や携帯電話等の通信端末, 腕時計) は持参しない。

- イ. 身分証明書は常に携帯する。
- ウ. 水筒の持参は通年可とする。中身は水またはお茶、スポーツドリンクとする。
(ペットボトルは不可)
- エ. 化粧をしない。
(ネイル、ピアス等も含む)

4 清掃

- ア. 体操服に着がえて行う。
- イ. 私語をつつしみ、協力して能率的に行う。
- ウ. ごみは分別して所定の場所に運ぶ。
- エ. 用具は大切に扱い、使用後は所定の位置にきちんと整頓しておく。

5 時間の励行

(1) 登校・下校時刻

- ア. 始業5分前に登校して学習の準備をする。
(始業8時10分)
- イ. 下校時刻を厳守する。

(2) 授業・休み時間・その他の活動

- ア. 休み時間は次の時間の準備にあてる。
- イ. 授業はじめのチャイム前で速やかに着席する。
- ウ. 昼食、清掃、学活などの時間を厳守し、次の活動に影響を及ぼさないようにする。
- エ. 集会の時は、5分前にはその場所に集まるようにする。

6 登校・下校の安全

(1) 徒歩通学生徒の注意すること

- ア. 右側を歩き、話に気をとられないようにする。
- イ. 物かけなどから、いきなり道路にとび出さない。
- ウ. 横断歩道では左右を確認し、十分気をつけて横断する。
- エ. 雨天の時は、かさが視界をさえぎることがあるので、十分に注意して歩く。

(2) 自転車通学生徒の注意すること

- ア. 常にブレーキ、ライト、ベル、反射鏡、鍵、ナンバーなどを点検整備しておく。
- イ. 左側を安全な速度と車間距離で1列になって走り、無理な追い越しをしない。
- ウ. 右折、左折などの際は安全を確認して曲がる。
- エ. 車の通る道路に出る時は必ず一時停止して安全を確認する。
- オ. 狭い道路で自動車と出会った時は、一旦降りて通り過ぎるのを待つ。
- カ. 走行中は手に物を持たない。
- キ. 日没後はライトをつける。(自分は見えても、ライトをつけないと対向車からは見えない)
- ク. 歩行者と並んでゆっくり走らない。
- ※ 正門を出る時は、特に安全に留意する。

自転車通学許可条件

- (1) 自転車通学が許可されるのは次の地域とする。
 - ・田野
 - ・渡里の一部(坏のみ)
- (2) 身体的理由などで自転車通学の必要を認めた生徒。(期限つき許可も含む。)
- (3) ヘルメットを着用する。
- (4) 雨天時には雨がっぱを着用すること。
- (5) 自転車の形態は以下のようにする。
 - ・ハンドルは通常のもので、ドロップハンドル、変形ハンドルは許可しない。
 - ・ズボンやスカートなどの裾の巻き込み防止の対策をする。(チェーンカバーなど)
 - ・ギアは内装のものとする。
 - ・泥よけステーがついている。
 - ・前かごや荷台がついている。
- (6) 交通のきまりを厳守すること。
 - ア. 自転車は車両です。道路交通法をきちんと守り乗ること。
 - イ. 左側通行が原則。歩道は下車し押して進む。

※ 条件にあてはまる生徒は、「自転車通学許可申請書」を提出し、許可を受ける。

※ 許可をされた生徒は、ナンバーを購入する。ヘルメットは頭にフィットしたものを選んで購入すること。

※ 車体整備不良、交通のきまりを守らないなど、自転車通学に不相当と認められた場合は許可取り消し、または停止とする。

(3) その他

ア. 登下校の時刻, 通学路を守って通学する。

イ. 登下校の途中で何ごとかあった場合は, 家または学校へすぐ連絡する。

(水戸五中 251-1414)

「こどもの安全を守る家」なども利用する。

※ 緊急を要する場合は, 110 番通報する。

7 欠席などの届け

◎ 欠席・遅刻・早退, 授業の見学などの場合

(1) 欠席の連絡は午前8時までに「Tetoru」の「お休み連絡」にて行う。(必要に応じて電話連絡も可)

(2) 「生活と記録」の「1日の生活と記録」を使う。保護者が書くことを原則とする。

(3) 遅刻した生徒は, 職員室へ行き, 登校したことを必ず報告する。

8 その他

(1) 休日に登校し部活動などをする場合, 顧問の先生の指示にしたがう。

(2) 校内のすべての物を大切に扱う。

(3) 校具やガラスなどを破損した場合は, 担当の先生に報告し指示を受ける。

(4) 用事等があって学校に登校する際は, 制服または体操服とする。